

第一種動物用医薬品製造販売業許可証

氏名又は
名称 共立製薬株式会社

主たる機能を
有する事務所
の所在地 東京都千代田区九段南一丁目6番5号

主たる機能を
有する事務所
の名称 共立製薬株式会社

許可の
有効期間 令和元年12月13日から
令和6年12月12日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定により許可を受けた第一種動物用医薬品の製造販売業者であることを証する。

農林水産大臣 野村 哲郎